

平成 30 年 2 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人

品質管理本部長 紙谷 孝雄

実務対応報告公開草案第53号 「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」に対する意見

貴委員会から平成29年12月6日に公表された、実務対応報告公開草案第53号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の提案について、基本的に同意します。ただし、今後検討いただきたい点について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

(質問 1)

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

(コメント)

第 6 項に記載の「処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）」の定義について、「時価」との関係を含めて明確にすべきである。

(理由)

用語の定義（第 4 項）において、「時価」「市場価額」については明確にされているものの、「処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）」については記載がなく、概念が不明確である。「処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）」は棚卸資産の評価に関する会計基準から取られたものと思われるが、「時価」との関係が不明確であり、測定における「処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）」の位置付けを体系的に整理する必要があると考えられる。

(質問 2)

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問3)

開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問4)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

(コメント)

今後の課題として、いわゆる ICO (Initial Coin Offering) に関する会計上の取扱いについて検討すべきである。

(理由)

ICO によるトークン発行が増加しており、発行されたトークンが仮想通貨に該当するケースも生じている。本公開草案では、当面の取扱いとして、必要最小限の項目について実務上の取扱いを定めることに同意するものの、一部の企業において既に ICO による資金調達が行われており、その実施を検討している企業も一定程度ある中、貸方科目の会計処理について議論になることが懸念される。このため、今後の法的な取扱いや規制等の整備の動向も踏まえつつ、ICO による資金調達の会計上の取扱いについて検討を行っていくことが必要であると考えられる。

以上